

2013 年 10 月 28 日 J A L 退職者懇談会学習会(於 生涯学習センターばるーん)

「相続・遺言について」学習会の報告

～相続が争族にならないために！

大切な家族のために！～

10 月 28 日 平山 浩 講師（行政書士）による実践的な「相続・遺言」についての学習会が行われ 38 名の方が参加し、熱心な質疑応答も行われました。



～相続税が平成 27 年から 増税されます～

相続税の増税改正で、平成 27 年 1 月 1 日以降に相続が発生した場合に適用されます。

基礎控除（課税対象の財産評価額から差し引くことのできる金額で、この範囲であれば相続税は課税されません。）が現在の 4 割減となります。

現行＝1 世帯あたり 5000 万円＋法定相続人一人当たり 1000 万円

増税後＝1 世帯あたり 3000 万円＋法定相続人一人当たり 600 万円

相続額への税率の見直しもあります、この増税で相続税を納めなくてはならない対象者が増えます。事前に相続税について知っていればあわてることありません。

また、相続の範囲や順位にもとづいて、大切な家族への間で争いが生じないように遺言書などを残して置くことも重要です。

（遺産分割協議書の作成）

相続発生時に争いが起きないように、誰が何を相続するかを相続人全員で協議し「遺産分割協議書」をつくります。この文書がないと不動産や預貯金の名義変更ができません。

行政書士などに頼めば手数料がかかります、自ら作成することもできます。

～こんな場合は、遺言があれば 争いを避けられます～

- * 子どもさんがいない夫婦で、配偶者に全財産を残したい場合。（兄妹姉妹には残さない）
- * 子ども達に遺産相続の争いをさせたくない。
- * 相続人のいない人（子どもがなく、配偶者に先立たれ、親兄弟、甥姪もいない場合は遺言がなければ財産は国のものになります）
- * 相続される人（配偶者と兄弟、実姉と養子）の相続配分の割合を考えたい人。
- * 特定の相続人に多く財産を残したい人。
- * 相続人以外の世話になった人に財産を残したい人（長男の嫁、子の配偶者、孫、知人、友人、内縁の妻）
- * 社会のために貢献したい。（社会福祉団体等、日本赤十字社、ユニセフ）

（遺言の残し方の例）

- ① 自筆による遺言（ワープロ、パソコン、テープなどは不可）
- ② 公正証書遺言：証人 2 名以上の立ち会いのもと公証人（有料）が遺言書を作成し原本を公証役場で保管する。



学習会に参加された方のほとんどが“元気一杯”で、まだ遺書を作成していませんでした。

平山講師の場合は、ワープロで遺書と遺産分割協議書をつくり、ご家族が見られるように、さりげなく机の上に置いているそうです。

ワープロによる遺書は 3 回ほど書きかえているそうです。

いざ、必要な時には自筆遺言や公正証書遺言をすぐに作成できますので、こうした形の準備も有効です。